### 2. 国土形成計画 - 国土利用計画 - 首都圏整備計画

#### 国土形成計画 全国計画 · 広域地方計画

#### (1) 国土形成計画法(昭和25年法律第205号)

国土の自然的条件を考慮して、経済、社会、文化 等に関する施策の総合的見地から国土の利用、整 備及び保全を推進するため、国土形成計画の策定 その他の措置を講ずることにより、現在及び将来 の国民が安心して豊かな生活を営むことができ る経済社会の実現に寄与することを目的とした 「国土形成計画法」が昭和25年(1950)に制定さ れました。

#### (2) 国土形成計画

国土形成計画は、国土形成計画法に基づく、国 十の利用、整備及び保全を推進するための総合的 かつ基本的な計画です。

国土形成計画は、国による明確な国土及び国民 生活の姿を提示する「全国計画」とブロック単位

の地方ごとに、国と都府県等が適切な役割分担の 下、相互に連携・協力して策定する「広域地方計 画」の2種類があります。

国十形成計画の前身である全国総合開発計画が 昭和37年(1962)10月に閣議決定され、その後、 名前を変えながら、計画を更新してきています。 国土形成計画(全国計画) としては、第1次計画 が平成20年(2008)7月、第2次計画が平成27年 (2015)8月に策定され、人口減少や少子高齢化、 巨大災害リスク、コロナ禍による暮らし方・働き 方の変化等の背景から令和5年(2023)7月に第 3次計画が閣議決定されました。

国土形成計画(広域地方計画)については、平成 27年(2015)の国土形成計画(全国計画)を踏ま え、全国8ブロックごとに、概ね10年間の国土づ くりの戦略を定めたものです。千葉県は首都圏広 域地方計画に含まれており、平成28年(2016)に 策定されました。

#### 国土形成計画の制度概要

国土形成計画は、国土形成計画法に基づく、国土の利用、整備及び保全(「国土の形成」)を推進するための総合 的かつ基本的な計画。

国土形成計画法は、2005年に、従来の国土総合開発法を抜本的に改正し、本格的な人口減少社会を迎え、量的 拡大から国土の質的向上を図るとともに、地方分権時代に即した国土計画を策定する仕組みに転換。



体のものとして定めることとされている。

#### 国土形成計画の基本理念 ●我が国及び世界の人口、産業その他の社会経済構造の変化に的 その特性に応じて**自立的に発展する地域社会** ・国際競争力の強化及び科学技術の振興等による活力ある経済社会 ・安全が確保された国民生活 ・地球環境の保全にも寄りする豊かな環境の基盤となる国土 を実現するよう、我が国の自然的、経済的、社会的及び文化的謄条件 を維持向上させる国土の形成に関する施策を適切 総合的な国土の形成に関する施策の実施に関し、地方公共団体の 主体的な取組を尊重しつつ。全国的な規模で又は全国的な視点に 立って行わなければならない施策の実施等、国の責務が全うされるよ 成熟社会型の計画 景観、環境を含めた 有限な資源の利用・保全 国土の質的向上 海洋利用 - 国際協調

利便性の向上に加え国民生活の安全・安心・安定の確保 地域の自立的発展を可能とする国土の形成

### 2. 国土形成計画 · 国土利用計画 · 首都圈整備計画

#### 2. 国土利用計画·土地利用基本計画

#### (1) 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)

昭和30年代(1955)における経済の高度成長を背景とした地域開発施策の実施に伴い、過密・過疎が同時進行し、昭和45年(1970)前後からその問題解決が強く要請されるようになりました。

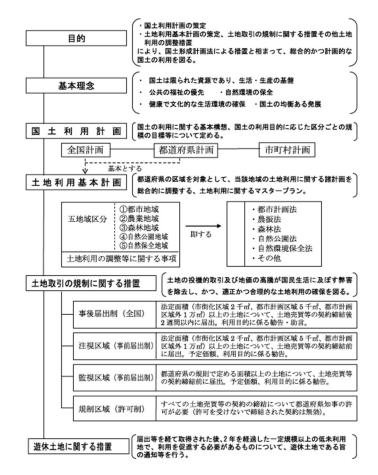
特に、大都市地域を中心に社会問題化してきた地価の高騰及び用地取得難は、全国に拡大し、土地問題の解決が緊急の政策課題となっていました。

この状況に対処するため、国土利用計画及び 土地利用基本計画の策定、土地取引の規制等を 内容とする国土利用計画法が昭和49年(1974) に制定されました。その後、近年の地価の動向 等を踏まえ、土地取引の円滑化に資するため、 平成10年(1998)6月2日に「国土利用計画法 の一部を改正する法律」が公布され、9月1日 から施行されています。

#### (2) 国土利用計画

国土利用計画は、自然的、社会的、経済的、文 化的といったさまざまな条件を十分に考慮しな がら、総合的、長期的な観点に立って、公共の福 祉の優先、自然環境の保全が図られた国土の有効 利用を図ることを目的としているもので、計画に は以下の事項を定めることとなっています。

- ア 国土の利用に関する基本構想
- イ 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模 の目標及びその地域別の概要
- ウ イに掲げる事項を達成するために必要な 措置の概要



出典:国土交通省HP

国土利用計画には、全国の区域について定める 計画(全国計画)、都道府県の区域について定め る計画(都道府県計画)、市町村の区域について 定める計画(市町村計画)があります。

都道府県計画、市町村計画は、それぞれ全国計画、都道府県計画を基本として作成する一方、全国計画、都道府県計画は、それぞれ都道府県知事、市町村長の意見を聴いた上で作成することとされており、これにより、全国計画・都道府県計画・市町村計画の相互調整が十分に図られるようにしています。

また、国が策定する計画のうち、国土の利用に 関するものについては、国土利用計画(全国計画) を基本とすることになっています。

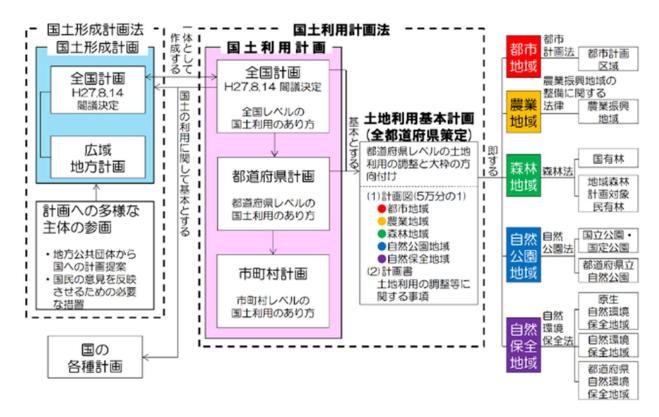
# 2. 国土形成計画 · 国土利用計画 · 首都圈整備計画

高度経済成長に伴う無秩序な開発や地価高騰等の課題を受け、昭和49年に「国土利用計画法」が成立。

国土を限られた資源と捉え、総合的かつ計画的な国土の利用を図るため、その長期の方向を定める国土利用計画を策定。

【国土利用計画及び国土形成計画(全国総合開発計画)の策定時期】

		第一次計画	第二次計画	第三次計画	第四次計画	第五次計画
	国土利用計画	S51.5.18	\$60.12.17	H8.2.23	H20.7.4	H27.8.14
	国土形成計画 (全国総合開発計画)	S52.11.4 (三全総)	S62.6.30 (四全総)	H10.3.31 (グランドデザイン)	H20.7.4 (第一次形成計画)	H27.8.14 (第二次形成計画)



#### (3)土地利用基本計画

「土地利用基本計画」は、国土利用計画法第9 条に基づき、個別規制法に基づき策定される諸計 画に対する上位計画として、また総合的かつ広域 的見地に立って土地取引段階から利用区分に応 じた規制と誘導を行うため、 都道府県が定める ものです。

土地利用基本計画は、都道府県の区域について、 都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、 自然保全地域の五地域に区分し、担当部局が一元 的に管理・運営することで、 総合的かつ計画的 な都道府県土の利用が図られることとなります。

### 3. 首都圏整備計画 既成市街地・近郊整備地域・都市開発 区域

#### (1) 首都圏整備法

昭和31年(1956)に制定され、首都圏の整備に 関する総合的な計画を策定し、その実施を推進す ることにより、政治、経済、文化等の中心として ふさわしい首都圏の建設とその秩序ある発展を 図ることを目的としています。

#### (2) 首都圏整備計画

首都圏整備計画は、首都圏整備法 (昭和31年法律第83号) に基づいて策定される計画であり、我が国の政治、経済、文化等の中心としてふさわし

# 2. 国土形成計画 · 国土利用計画 · 首都圈整備計画

い首都圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、 茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県)の建設と秩 序ある発展を図ることを目的としたものです。

平成17年(2005)7月の首都圏整備法の一部改 正により、首都圏整備計画を構成していた基本計 画、整備計画、事業計画のうち、事業計画は廃止 され、基本計画と整備計画は首都圏整備計画とし て一本化されました。

本計画は、第1部(第1章及び第2章)及び2部(第3章)の2つの部分により構成され、第1部は、長期的かつ照合的な視点から、今後の首都圏整備に対する基本方針、目指すべき方向を明らかにしたものであって、関係行政機関及び関係地方公共団体の首都圏整備に関する諸計画の指針となるべきものです。

また、2 部は、首都圏の区域のうち、既成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区域において、所要の広域的整備の観点を含め、道路、鉄道等首都圏整備法第21条第1項第2号及び第3号に規定する各種施設の整備に関し、その根幹となるべきものを定めたものです。

この計画の期間は、第1部については、平成28年度(2016)から概ね10年間とし、第2部については平成28年度(2016)から概ね5年間です。

本計画は、「第二次国土形成計画(全国計画)」 及び「首都圏広域地方計画」の内容を踏まえ、平成28 (2016) 年3月に改定されたものであり、首都圏の将来像を「確固たる安全・安心を土台に、面的な対流を創出し、世界に貢献する課題解決力、先端分野・文化による創造の場としての発展を図り、同時に豊かな自然環境にも適合し、上質・高効率・繊細さを備え、そこに息づく人々が親切な、世界からのあこがれに足る『洗練された首都圏』の構築を目指す」としています。さらに、将来像の実現のため「防災・減災と一体化した成長・発展戦略と基礎的防災力の強化」、「スーパー・メガリージョンを前提とした国際競争力の強化」、「都市と農山漁村の対流も視野に入れた異次元の超 高齢社会への対応」等、10 の施策の方向性が定め られています。

既成市街地:産業及び人口の過度の集中を防止しながら、都市機能の維持増進を図る 区域(本県なし)

近郊整備地帯: 既成市街地の近郊で、計画的に市 街地を整備し、併せて緑地を保全す る必要がある区域。県内は23市2町

都市開発区域: 既成市街地への産業、人口の集中 緩和等のため、工業都市、居住都市 等として発展させることを適当とす る区域。(本県なし)

(図-2-1, 表-2-1)

表一②一1 近郊整備地帯構成市町 千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、 野田市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、 市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ケ谷市 君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ケ浦市、 印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町

図-2-1 首都圏政策区域図

